

一般社団法人日本ロボット学会 学会価値委員会規程

2016年 3月22日理事会制定

2016年12月20日理事会改定

(設置)

第1条 本学会定款第42条により学会価値委員会をおく。

(目的)

第2条 学会価値委員会（以下委員会という）は、本会の学会としての価値に関する下記の主要事項等の検討を行い、会員に対するサービスの質・量の向上、社会貢献の拡大を図り、併せて会員数の拡大、財務体質の向上に寄与する施策を立案し実施する。

主要事項：

- 1) 学会価値の把握
- 2) 会員増・財務体質向上の施策
- 3) 会誌及び欧文誌の高価値化・財務体質改善に向けた施策
- 4) 本会の価値発信を旨とした広報活動の企画及び実行
- 5) ハンドブック、シリーズ本、教科書、読本等の出版の企画及び実行
- 6) 本学会 Web サイト構成の改善に向けた企画及び実行
- 7) 本学会 Web サイト掲載のサービスコンテンツ制作の企画及び実行
- 8) その他上記事業に関する事項

(委員長)

第3条 委員会に委員長を一名おく。委員長は、本学会定款第42条により、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。委員長の任期は1年とし、再任可とする。

(委員)

第4条 委員会は、委員長1名および幹事（庶務理事）1名を含む委員をもって構成する。委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。委員の任期は1年とし、再任可とする。

(召集)

第5条 委員会は委員長が召集する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2016年3月22日から適用する。
2. この規程は2016年12月20日から改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会学会価値委員会規程」の正文であることを確認する。

2016年12月20日

署名

印